

ハーベストの丘のサウナで「ととのい」ませんか



本格的な薪サウナを体感♪

ハーベストの丘に、屋外サウナができました。その名も「SAUNA NEW HARVEST」。寒い季節は、自然豊かなハーベストの丘で、サウナに入ってリラックスしませんか。



ホーム
ページから
事前予約が
必要です!

- 日程** 3月31日までの土・日曜日、祝日(12月31日、1月1日を除く)
- 時間** 10時30分～13時、13時30分～16時の2交代制
- 対象** 15歳以上の方
- ※ご利用の際は、水着や運動着など衣服を着用してください
- 問** ハーベストの丘(☎296-9911 FAX296-9920)



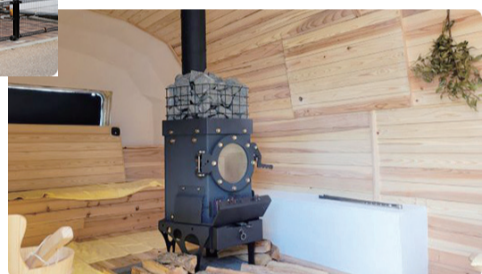
#汗を流してリフレッシュ

CHECK エアストリームサウナ



ビンテージキャンピングトレーラー「エアストリーム」を改造した、全国でも珍しい形のサウナです。

- 定員** 8人
- 料金** 3,000円(1人)



CHECK モバイルテントサウナ



テント型のプライベートサウナなので、ご家族・友人とゆったり満喫できます。

- 定員** 4人
- 料金** 12,000円(貸切のみ)



CHECK ととのいスペース・じゃぶじゃぶ池



広い屋外スペースには、リラックス効果を追及したアウトドアチェアをはじめ、全ての定員が座れるよう椅子を設置しています。また、スペース内の浅瀬には冷水を循環させており、寝そべることもできます。



サウナ利用の注意点

- ・体調が悪い場合など、無理な利用はお控えください。
- ・高血圧や生活習慣病の方は、必ず主治医に相談のうえご利用ください。
- ・アルコールを摂取しての利用は、固くお断りします。

堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金

要件を確認のうえ、必要な方は受付開始日以降に申請を行ってください。

問 地域共生推進課給付金担当(☎233-1282 FAX340-3157)

支給額 1世帯当たり7万円

受付開始日や手続支援窓口の開設日は、決まり次第、市ホームページ(QRコード)でお知らせします



	申請不要	申請が必要	
対象	令和5年12月1日現在、堺市に住民登録がある世帯で令和5年度住民税が非課税の世帯 ※令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は対象外		
申請可否の条件	令和5年度実施の「堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金(3万円)」を口座振込で受給するなど、一定の条件を満たす世帯	左記以外の世帯	「支給のお知らせ」および「確認書」が届いていない世帯
申請方法	1月中旬以降、市から「支給のお知らせ」を送付します。返送は不要ですが、必ず内容をご確認ください。	1月中旬以降、市から送付する「確認書」に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて返送してください。	市ホームページ(右上QRコード)か区役所の手続支援窓口で1月中旬以降に配布する申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて提出してください。

支給 2月上旬以降順次

区役所に手続支援窓口を開設

確認書・申請書の作成を補助します。
※申請受付は行いません。

開設期間 1月中旬～4月30日

日時 月～金曜日(祝休日を除く) 9～17時30分

確認書・申請書の受付期間

令和6年4月30日まで
(消印有効)